別紙様式

道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度の概要（令和５年４月現在）

【留意事項】
本資料は、各種支援制度の概要を記載したものです。制度の詳細（※）は、必ず、各市町村の担当部署に御確認ください。

※１　「応募要件の概要」欄等に記載されている「大学等」の範囲は、事業を実施している市町村により異なります。

※２　「金額」欄に記載されている金額は、学校種（大学・短大等）や設置者（国公立・私立）などにより金額が異なる場合があります。
※３　制度の対象者、所得要件、募集人数、他の支援制度との併用の可否、返還免除の要件などの諸条件は、事業を実施している市町村により異なります。
※４　高等学校（相当する学校を含む。）に関する情報は省いておりますので、各市町村や進学先の学校等に御確認ください。

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
渡島	函館市	貸与型	住民	函館市奨学金	函館市の住民基本台帳に登録されている者の子弟であって、大学等に在学し、経済的に修学困難な者であって、身体健康、学業優秀、性行善良な者	月額40,000円以内（在学期間中）	令和6年3月1日～4月1日	－	函館市子ども未来部子ども企画課	0138-21-3288	https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2018062500145/
渡島	函館市	給付型	住民	函館市奨学金	函館市の住民基本台帳に登録されている者に扶養されている者で、大学等に在学し、経済的に修学が困難な者であって、学業優秀、性行善良、身体健康な者	月額30,000円以内（在学期間中） 入学時100,000円以内	令和5年9月1日～10月2日	－	函館市子ども未来部子ども企画課	0138-21-3288	https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017100200016/
渡島	函館市	給付型	住民	函館市育英金	函館市民の子弟であって、大学等に在学し、学業優秀、性行善良、心身健康な者	年額240,000円以内（在学期間中）	令和6年3月11日～3月21日	－	函館市子ども未来部子ども企画課	0138-21-3288	https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031000111/
渡島	北斗市	貸与型	住民	北斗市奨学金	世帯の主たる生計維持者が北斗市内に住所を有する者で、大学等に在学し、経済的理由により修学が困難な者であって、健康、学業優秀、素行善良な者	月額53,000円以内（在学期間中） 入学一時金600,000円以内（入学時）	令和5年8月上旬～10月末（予定）	学校を卒業し、1年以内に北斗市又は近隣市町の事業所に正規雇用として就業した市内在住の方又は令和3年4月以降に北斗市内に転入し、北斗市又は近隣市町の事業所に正規雇用として就業した市内在住の方。 ・市内の事業所に就業する方：申請月の翌月以降の申請年度の償還額の全部 ・近隣市町の事業所に就業する方：申請月の翌月以降の申請年度の償還額の4分の3の額	北斗市教育委員会学校教育課学校教育係	0138-74-2000	https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/83.html
渡島	北斗市	利子等償還支援	住民	北斗市教育資金利子補給	北斗市奨学金の申請をしたが、奨学生の要件に該当するにも関わらず対象とならなかった者の保護者が、金融機関等から学資を目的に融資を受けた場合に、教育資金の利子の一部を補助する	対象資金に対して毎年度の４月から翌年３月までに支払った利子のうち年利率2.5%で算定した額を限度とする（最大10年）	奨学金借受希望年度の4月から9月まで	－	北斗市教育委員会学校教育課学校教育係	0138-74-2000	https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/83.html

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
渡島	北斗市	住民への奨学金償還支援	住民	北斗市UIJターン奨学金償還支援事業補助金	①市内又は近隣市町の事業所に就業し、令和3年4月1日以降に北斗市に転入した者であって、転入日以前6月以上の期間、北斗市外に居住していた者 ②令和2年度以降に大学等を卒業又は退学後、当該卒業又は退学した年度の翌年度の3月31日までに市内又は近隣市町の事業所に就業した北斗市に居住する者	申請者の就業先が ①市内事業所（福祉職に限る）：月額2万円又は年間24万円＜5会計年度＞ ②市内事業所（福祉職を除く）：月額1万円又は年間12万円＜5会計年度＞ ③近隣市町事業所：月額1万円又は年間12万円＜3会計年度＞	通年	―	北斗市総務部企画課企画係	0138-73-3111	https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/9084.html
渡島	松前町	貸与型	住民	松前町奨学資金	松前町民の子弟で、大学等に在学又は進学を希望する者であって、経済的理由によって修学困難な者であって、身体健康、学業成績優秀、性行善良な者	月額30,000円以内（在学期間中）	通年（ただし、予算の範囲内）	―	松前町教育委員会学校教育課学校教育係	0139-42-3060	http://www.town.matsumae.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000219.html
渡島	松前町	貸与型	医療従事	松前町医療従事者養成修学資金貸付事業	医療従事者養成施設に在学している者で、将来松前町の職員として又は松前町内の医療施設において医療業務に従事しようとする者	月額180,000円以内（在学期間中） ※養成施設の種類によって主学貸付金の上限が異なる。	通年	養成施設を卒業した日から１年以内に当該養成施設卒業の資格に係る医療従事者の免許を取得し、当該免許取得後速やかに松前町内で医療業務に従事した場合において、当該業務に引き続き従事した期間が修学資金の貸付を受けて修学した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき	松前町保健福祉課健康推進係	0139-42-2650	―
渡島	松前町	貸与型	医療従事（医師以外）	松前町病院事業医療技術職修学金	医療従事者養成施設に在学し、又は入学しようとする者で、養成施設を卒業し、かつ、医療技術職の免許を取得後、直ちに松前町立松前病院において医療業務の業務に従事しようとする者	医師　月額200,000円以内 薬剤師　月額180,000円以内 看護師及び准看護師ほか医療従事者月額160,000円以内（在学期間中）	通年（ただし、予算の範囲内）	養成施設を卒業し、かつ、医療技術職の免許を取得した後、直ちに松前町立松前病院で医療業務に従事した場合において、当該業務に引き続き従事した期間が修学資金貸付金の貸し付けを受けて修学した期間の1.5倍（看護師及び准看護師で貸付金額が月額100,000円以内の場合は、1.0倍）に相当する期間に達したとき	松前町立松前病院事務局管理係	0139-42-2515	―
渡島	福島町	貸与型	住民	福島町奨学資金	福島町住民の子弟であって、大学等に入学し、又は在学し、経済的理由により修学困難な者であって、身体健康、成績優秀、素行善良な者	総額3,600,000円以内 入学一時金 1,000,000円以内	随時	―	福島町教育委員会事務局学校教育係	0139-47-3675	http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/kyouiku/gakkou/sien

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
渡島	福島町	貸与型	医療従事（医師以外）	福島町小笠原実奨学金基金	専修学校又は各種学校のうち、福祉・医療分野の学校に在学する福島町民の子弟で、経済的理由により修学困難な者	月額20,000円以内（在学期間中）	随時	―	福島町教育委員会事務局学校教育係	0139-47-3675	http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/kyouiku/gakkou/sien
渡島	福島町	貸与型	医療従事（医師以外）	福島町看護職員修学資金貸付事業	看護職員養成施設に在学し、又は入学が決定した者で、卒業後に福島町の区域内において看護職員の業務に従事しようとする者	月額50,000円以内（在学期間中）	随時	養成施設を卒業した日から１年以内に当該養成施設卒業の資格に係る看護職員の免許を取得し、当該免許取得後速やかに、福島町内において看護職員の業務に従事した場合、当該従事期間が引き続き３年に達したとき	福島町福祉課	0139-47-4682	―
渡島	福島町	貸与型	住民	福島町花田俊勝奨学金基金	大学、短期大学（修業年限２年を除く）、専修学校の専門課程（修業年限３年以上）に在学する福島町住民の子弟で、経済的理由により修学困難な者	月額30,000円以内（在学期間中）	随時	―	福島町教育委員会事務局学校教育係	0139-47-3675	http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/kyouiku/gakkou/sien
渡島	知内町	貸与型	住民	知内町奨学資金	知内町住民の子弟で、大学等に在学し、経済的理由により修学困難な者であって、身体健康、成績良好、性行善良な者	月額30,000円以内（在学期間中）	令和5年4月1日～4月20日	―	知内町教育委員会学校教育係	01392-5-6855	http://www.town.shiriuchi.hokkaido.jp/kyoiku/gakko/shougakukin.html
渡島	木古内町	貸与型	住民	木古内町奨学資金	木古内町住民の子弟で、大学等に在学し、経済的理由により修学困難な者	月額20,000円以内（在学期間中）	令和5年4月3日～4月20日	―	木古内町教育委員会生涯学習課	01392-2-2224	http://www.town.kikonai.hokkaido.jp/kurashi/kyoiku/hoikuengakko/gakko/shogakushikin.html
渡島	木古内町	貸与型	医療従事（医師以外）	木古内町看護師養成奨学資金貸付事業	看護師養成施設に在学し、又は入学しようとする者で、将来木古内町国民健康保険病院又は木古内町特別養護老人ホームにおいて看護師の業務に従事しようとする者	月額70,000円以内（在学期間中）	通年	卒業日の属する月の翌月から木古内町国民健康保険病院又は木古内町特別養護老人ホームに勤務し、看護師の資格を取得した日から３年以上勤務したとき	木古内町立国民健康保険病院	01392-2-2313	-

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
渡島	七飯町	貸与型	住民	七飯町育英基金	七飯町に在住する者若しくはその扶養する子弟であって、大学等に在学し、経済的理由によって修学が困難な者であって、身体健康、学業優秀、性行善良な者	月額25,000円以内（在学期間中）	令和5年3月（予定）	―	七飯町教育委員会教育総務課庶務係	0138-66-2069	http://www.town.nanae.hokkaido.jp/education/category/485.html
渡島	七飯町	住民への奨学金償還支援	住民	七飯町奨学金等償還支援事業	七飯町育英基金や日本学生支援機構の奨学金等の借入している方を対象に、前年度償還した奨学金等の一部を助成する	年額12万円以内 ①七飯町内の事業所等に就業した場合、前年度の償還額（利子除く）に2/3を乗じた額 ②近隣市町村の事業所等に就業した場合、前年度の償還額（利子除く）に1/2を乗じた額	令和5年4月～令和5年10月まで	―	七飯町教育委員会教育総務課庶務係	0138-66-2069	http://www.town.nanae.hokkaido.jp/education/category/485.html
渡島	鹿部町	貸与型	住民	鹿部町奨学資金	鹿部町住民の子弟で、大学等に在学し又は進学を希望するものであって、経済的に就学に対して支援を要する者	月額30,000円以内（在学期間中）	令和5年3月1日～3月24日	―	鹿部町教育委員会子ども教育課	01372-7-7211	https://www.town.shikabe.lg.jp/soshiki/shogai_gakushu/gyomu/2/1491.html
渡島	森町	貸与型	住民	森町教育振興育英会奨学金	森町住民の子弟で、大学等に在学し又は進学を希望するものであって、経済的に就学に対して支援を要する者	月額29,000円以内（在学期間中）	令和6年2月～令和6年3月	令和5年4月以降に返還の予定があり、免除申請までに発生している返還金を滞りなく返還しており、かつ、通年で雇用されている森町に居住の実態があり町税の滞納がないとき。又は、死亡及び心身障害に該当すると認められたとき	森町教育委員会学校教育課	01374-3-3640	http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/docs/2014091000687/
渡島	八雲町	貸与型	住民	八雲町奨学金	奨学生又はその保護者が八雲町内に住所を有する者で、大学等に在学又は進学を希望し、経済的理由によって修学が困難な者であって、身体健康、成績優秀、性行善良な者	月額20,000円以内（在学期間中）	随時	―	八雲町教育委員会学校教育課	0137-63-3131	https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/gakkyo/syougakukin.html
渡島	八雲町	貸与型	特定業種	八雲町農漁業及び商工業後継者養成奨学費	八雲町民であって、大学等の農業及び漁業に関する学部等に在学し、若しくは入学しようとする者で、将来八雲町において自営で農漁業及び商工業（加工業等）の後継者として従事する者	月額20,000円以内（在学期間中）	随時	卒業後、八雲町内において補助を受けた２倍の期間、自営の農漁業及び商工業に従事したとき	八雲町教育委員会学校教育課	0137-63-3131	https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/gakkyo/koukeisya.html

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
渡島	八雲町	貸与型	医療従事（医師以外）	八雲町病院奨学金貸付事業	医療従事者養成施設に在学し、又は入学しようとする者で、将来八雲総合病院又は八雲町熊石国民健康保険病院において医療従事者として業務に従事しようとする者	月額100,000円以内（在学期間中）	随時	卒業の日の属する月の翌月から八雲総合病院又は八雲町熊石国民健康保険病院に勤務し、医療従事者の資格又は免許取得日から一定期間勤務したとき	八雲総合病院	0137-63-2185	http://hosp.town.yakumo.hokkaido.jp/modules/medical/category0004.html
渡島	長万部町	貸与型	特定学校	長万部町奨学金	長万部高校を卒業して大学等に在学し、健康、学業優秀、素行善良な者	授業料年額相当の２分の１以内（在学期間中）	4月20日～5月10日	―	長万部町教育委員会事務局学校教育係	01377-2-2748	https://www.town.oshamambe.lg.jp/soshiki/13/230.html
渡島	長万部町	給付型	特定学校	長万部町奨学金	長万部高校を卒業して大学等に在学し、健康、学業優秀、素行善良な者	授業料年額相当の２分の１（在学期間中）	4月20日～5月10日	―	長万部町教育委員会事務局学校教育係	01377-2-2748	https://www.town.oshamambe.lg.jp/soshiki/13/230.html
渡島	長万部町	貸与型	医療従事（医師以外）	長万部町立病院奨学資金貸付	看護職員養成施設に在学し、又は入学しようとする者で将来長万部町立病院において看護職員の業務に従事しようとする者	月額60,000円以内（在学期間中）	随時	卒業日の属する月の翌月から長万部町立病院に勤務し、資格取得日から一定の期間を勤務したとき	長万部町立病院庶務係	01377-2-5611	―